

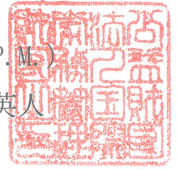
財国東労発第 825 号

令和 2 年 4 月 9 日

実習実施者・受入建設企業 ご担当者各位

公益財団法人 国際労務管理財団 (I.P.M.)

理事長 池田 英人



緊急事態宣言下における当財団の体制について

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり令和 2 年 4 月 7 日に、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、及び福岡県を対象に緊急事態宣言が発出されました。

本緊急事態において、該当都道府県の職場への出勤については、「在宅勤務(テレワーク)を強力に推進する」(※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和 2 年 4 月 7 日改正)」新型コロナウイルス感染症対策本部発出)とされております。

当財団においても、政府の方針に従い、本緊急事態期間中は、東京本部、大阪事務所、及び福岡事務所については、可能な限り、在宅勤務の体制を敷き、監理事業を進めて参りますので、ご理解、並びにご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和 2 年 4 月 8 日現在においては、特別な事情を除いて、監査訪問や訪問指導を行うよう、外国人技能実習機構から指導を受けておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のためにも、当財団職員の訪問を控えるようなご要望がある場合は、遠慮なくご相談ください。

また、技能実習生等の通院対応についても、電話通訳にてご対応させていただきます。

なお、東京本部、大阪事務所、及び福岡事務所におきましては、事務所勤務人数が限られますので、極力当財団職員の携帯電話にお問い合わせくださいますようよろしく併せてお願い申し上げます。

この度、対象外である地域についても、緊急事態宣言が発出されましたら、各事務所においては、同様の体制で対応を進めていく予定ですので、予めご留意ください。

以上